

令和7年度 岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する情報

1. 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種類	焼却残渣											
数量 (m ³)	926											

2. 残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果

令和7年 4月30日 : 123,632m ³

3. 擁壁、遮水工、調整池、浸出水処理施設等の点検を行った年月日及びその結果

電気設備点検	施設点検	遮水工点検
令和7年4月 3, 8, 15, 23日 : 良好		

4 水質検査結果

4-1. 放流水の水質検査結果

(1) 1回/月の頻度で実施している水質検査の結果

試料採取年月日															下水道への 排除基準	基準の 適否	排水基準 (環境省 ・参考)
結果の得られた年月日																	
水素イオン濃度 (pH)	-	6 月 公 開 予 定													5を超え 9未満		5.8～8.6
生物化学的 酸素要求量 (BOD)	mg/l														600未満		60以下
化学的 酸素要求量 (COD)	mg/l														—		90以下
浮遊物質 (SS)	mg/l														600未満		60以下
窒素含有量	mg/l														240未満		120以下
・「不検出」とは、測定対象物質の量が少なすぎて、検出できないことを表しています。 ・「mg/l」とは、1リットル中に含まれるミリグラム数を表します。 1gは1,000mgです。 ・下水道へ放流しているため、下水道への排除基準が適用されます。																	

(2) 1回/年の頻度で実施している水質検査の結果

試料採取年月日			排水基準 (環境省)	基準の 適否
結果の得られた年月日				
アルキル水銀化合物	mg/l	8 月 公 開 予 定	検出されないこと	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		0.005以下	
カドミウム及びその化合物	mg/l		0.03以下	
鉛及びその化合物	mg/l		0.1以下	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	mg/l		1以下	
六価クロム化合物	mg/l		0.5以下	
砒素及びその化合物	mg/l		0.1以下	
シアン化合物	mg/l		1以下	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l		0.003以下	
トリクロロエチレン	mg/l		0.1以下 ※	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.1以下	
ジクロロメタン	mg/l		0.2以下	
四塩化炭素	mg/l		0.02以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.04以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.4以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		3以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.06以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.02以下	
チウラム	mg/l		0.06以下	
シマジン	mg/l		0.03以下	
チオベンカルブ	mg/l		0.2以下	
ベンゼン	mg/l		0.1以下	
セレン及びその化合物	mg/l		0.1以下	
ほう素及びその化合物	mg/l		50以下	
ふっ素及びその化合物	mg/l		15以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l		200以下	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.5以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l		5以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l		30以下	
フェノール類含有量	mg/l		5以下	
銅含有量	mg/l		3以下	
亜鉛含有量	mg/l		2以下	
溶解性鉄含有量	mg/l		10以下	
溶解性マンガン含有量	mg/l		10以下	
クロム含有量	mg/l		2以下	
大腸菌群数	個		3000以下	
燐含有量	mg/l		16以下	
・「不検出」とは、測定対象物質の量が少なすぎて、検出できないことを表しています。 ・「mg/l」とは、1リットル中に含まれるミリグラム数を表します。 1gは1,000mgです。 ※地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部改正に伴い基準値を変更 0.3以下→0.1以下 (平成28年9月15日施行)				

4-2. 地下水の水質検査結果

(1) モニター井戸 A 2

試料採取年月日													地下水基準 (環境省)	基準の 適否
結果の得られた年月日														
カドミウム mg/l	6 月 公 開 予 定												0.003以下	
全シアン mg/l													検出 されないこと	
鉛 mg/l													0.01以下	
六価クロム mg/l													0.05以下	
砒素 mg/l													0.01以下	
総水銀 mg/l													0.0005以下	
アルキル水銀 mg/l													検出 されないこと	
ポリ塩化ビフェニル mg/l													検出 されないこと	
ジクロロメタン mg/l													0.02以下	
四塩化炭素 mg/l													0.002以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー) mg/l													0.002以下	
1,2-ジクロロエタン mg/l													0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン mg/l													0.1以下	
1,2-ジクロロエチレン mg/l													0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン mg/l													1以下	
1,1,2-トリクロロエタン mg/l													0.006以下	
トリクロロエチレン mg/l													0.01以下 ※	
テトラクロロエチレン mg/l													0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン mg/l													0.002以下	
チウラム mg/l													0.006以下	
シマジン mg/l													0.003以下	
チオベンカルブ mg/l													0.02以下	
ベンゼン mg/l													0.01以下	
セレン mg/l													0.01以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 mg/l													10以下	
ふっ素 mg/l													0.8以下	
ほう素 mg/l													1以下	
1,4-ジオキサン mg/l													0.05以下	
電気伝導率 mS/m													-	
塩化物イオン mg/l													-	
・「不検出」とは、測定対象物質の量が少なすぎて、検出できないことを表しています。 ・「-」は、月次の検査項目でないことを表しています。 ・「mg/l」とは、1リットル中に含まれるミリグラム数を表します。1gは1,000mgです。 ※最終処分場周縁の地下水に係る基準について一部改正に伴い基準を変更 0.03以下→0.01以下（平成28年9月15日施行） ※令和2年2月に測定場所を「井戸A」から「井戸A2」に変更。														

(2) モニター井戸B

試料採取年月日																	
結果の得られた年月日																	
カドミウム mg/l	6 月 公 開 予 定 4 月 分															地下水基準 (環境省)	基準の 適否
全シアン mg/l																0.003以下	
鉛 mg/l																検出 されないこと	
六価クロム mg/l																0.01以下	
砒素 mg/l																0.05以下	
総水銀 mg/l																0.01以下	
アルキル水銀 mg/l																0.0005以下	
ポリ塩化ビフェニル mg/l																検出 されないこと	
ジクロロメタン mg/l																検出 されないこと	
四塩化炭素 mg/l																0.02以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー) mg/l																0.002以下	
1,2-ジクロロエタン mg/l																0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン mg/l																0.1以下	
1,2-ジクロロエチレン mg/l																0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン mg/l																1以下	
1,1,2-トリクロロエタン mg/l																0.006以下	
トリクロロエチレン mg/l																0.01以下 ※	
テトラクロロエチレン mg/l																0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン mg/l																0.002以下	
チウラム mg/l																0.006以下	
シマジン mg/l																0.003以下	
チオベンカルブ mg/l																0.02以下	
ベンゼン mg/l																0.01以下	
セレン mg/l																0.01以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l																10以下	
ふっ素 mg/l																0.8以下	
ほう素 mg/l																1以下	
1,4-ジオキサン mg/l																0.05以下	
電気伝導率 mS/m																-	
塩化物イオン mg/l																-	
「不検出」とは、測定対象物質の量が少なすぎて、検出できないことを表しています。 「-」は、月次の検査項目でないことを表しています。 「mg/l」とは、1リットル中に含まれるミリグラム数を表します。1gは1,000mgです。 ※最終処分場周縁の地下水に係る基準について一部改正に伴い基準を変更 0.03以下→0.01以下（平成28年9月15日施行）																	

(3) モ二タ一井戸C

試料採取年月日																		地下水基準 (環境省)	基準の 適否
結果の得られた年月日	6 月 公 開 予 定 4 月 分																	0.003以下	
カドミウム mg/l																		検出 されないこと	
金シアン mg/l																		0.01 以下	
鉛 mg/l																		0.05 以下	
六価クロム mg/l																		0.01 以下	
砒素 mg/l																		0.0005 以下	
総水銀 mg/l																		検出 されないこと	
アルキル水銀 mg/l																		検出 されないこと	
ポリ塩化ビフェニル mg/l																	0.02 以下		
ジクロロメタン mg/l																	0.002 以下		
四塩化炭素 mg/l																	0.002 以下		
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー) mg/l																	0.002 以下		
1,2-ジクロロエタン mg/l																	0.004 以下		
1,1-ジクロロエチレン mg/l																	0.1 以下		
1,2-ジクロロエチレン mg/l																	0.04 以下		
1,1,1-トリクロロエタン mg/l																	1 以下		
1,1,2-トリクロロエタン mg/l																	0.006 以下		
トリクロロエチレン mg/l																	0.01 以下 ※		
テトラクロロエチレン mg/l																	0.01 以下		
1,3-ジクロロプロペン mg/l																	0.002 以下		
チウラム mg/l																	0.006 以下		
シマジン mg/l																	0.003 以下		
チオベンカルブ mg/l																	0.02 以下		
ベンゼン mg/l																	0.01 以下		
セレン mg/l																	0.01 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 mg/l																	10 以下		
ふっ素 mg/l																	0.8 以下		
ほう素 mg/l																	1 以下		
1,4-ジオキサン mg/l																	0.05 以下		
電気伝導率 mS/m																	-		
塩化物イオン mg/l																	-		

・「不検出」とは、測定対象物質の量が少なすぎて、検出できないことを表しています。

・「-」は、月次の検査項目でないことを表しています。

・「mg/l」とは、1リットル中に含まれるミリグラム数を表します。1gは1,000mgです。

※最終処分場周縁の地下水に係る基準について一部改正に伴い基準を変更 0.03以下→0.01以下（平成28年9月15日施行）

4-3. ダイオキシン類調査結果

採取した位置・場所	試料採取 年月日	結果の得ら れた年月日	測定結果	基準 (環境省)	基準の 適否
大杉一般廃棄物 最終処分場 放流水 pg-TEQ/l	9 月 6 月 公 開 調 査 予 定			10以下	
大杉一般廃棄物 最終処分場 モニター井戸A2 pg-TEQ/l				1以下	
大杉一般廃棄物 最終処分場 モニター井戸B pg-TEQ/l					
大杉一般廃棄物 最終処分場 モニター井戸C pg-TEQ/l					